

働き方改革推進に係る法令改正等説明会が開催されました。

平成30年11月20日、働き方改革推進に係る法令改正等説明会が、笠岡市の笠岡市民会館で開催されました。

これは、平成30年6月の働き方改革関連法案の可決成立を受け、岡山労働局・労働基準監督署と岡山産業保健総合支援センターが、県内の6会場で開催するものです。

本説明会では、地元笠岡労働基準監督署の金武署長のあいさつの後、働き方改革関連法の改正について、

①岡山労働局労働基準部監督課監督官が残業時間の上限規制等労働時間法制の見直しについて

②同局雇用環境・均等室相談員が雇用形態に関わらない公正な待遇の確保についてそれぞれ説明をしました。



金武署長



貞宗監督官

岡山産業保健総合支援センターは共催団体として、「治療と仕事の両立支援」について、大倉直子両立支援促進員が説明を行いました。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

治療と仕事の両立支援は、疾病を抱える労働者が治療と仕事を両立できるように、事業場で必要となる支援をする取組のことで、働き方改革実行計画に盛り込まれており、事業場において積極的に取り組むべき課題となっております。

この説明会には、59名の方が参加されました。

働き方改革推進に係る法令改正等説明会は、12月20日までに、岡山、倉敷、津山、和気の4会場で開催されます。



佐久川指導員



大倉促進員



会場の様子